

概要（日本語）
地域主義と多角的貿易体制

Overview
Regionalism and the Multilateral Trading System
Japanese Translation

本概要は OECD 刊行物の抜粋を翻訳したものです。
ご希望の際は、OECD オンラインブック ショップから無料で入手できます。
(www.oecd.org)

本概要は OECD の公式翻訳ではありません。



ORGANISATION FOR ECONOMIC CO-OPERATION AND DEVELOPMENT

経済協力開発機構

概要

ケン・ヘイドン

はじめに

地域貿易協定 (RTA) と多角的貿易体制の関係に関する本研究は、2001年2月13日から14日の会合で貿易委員会から付託されたものである。主な参照枠組みは三つある。第一は、「WTO に整合的な特恵的貿易協定は、一貫性のある多角的ルールと段階的な多角的自由化を補完することはできるが、これらに取って代わることはできない」と述べた2001年のOECD閣僚声明である。第二は、以下を通じて地域主義の重要性に焦点を当てたドーハWTO閣僚会議宣言である。

- 地域貿易協定は自由化と貿易拡大の推進と開発の促進で重要な役割を果たすことができるとの認識
- 地域貿易協定に適用されるWTOの現行規定に基づく規律及び手続きの明確化と改善を目指す交渉への合意
- 貿易と投資の関係に関するWTO作業部会の活動では投資に関する既存の二国間及び地域的取り決めを考慮すべきであるとの合意

第三の参照枠組みは地域主義自身の進展である。多角的な貿易自由化とルール作りへの動きがドーハで新たに勢いを増したことは、地域主義が付随的コストを第三者に負わせる格好の手段として追求されるリスクの軽減には役立つであろうが、RTAはこれまでと同じように、広範な経済的、地政学的、安全保障上の利害に応えるものとして交渉されていくことになる。実際、現在交渉が行われている全てのRTAが実現すれば、特恵的な地域貿易協定が世界貿易に占める比率は現在の43%から2005年には55%まで上昇すると見込まれている。これまで特恵的取り決めを控えていたアジア諸国がRTAの追求に乗り出していることも地域主義の広がりを示している。更に、ドーハによる勢いも完全に保証されたものではなく、万一その勢いが殺がれれば、多くのWTO加盟国は地域的イニシアティブを一段と重視していく構えである。

こうした状況を考えると、多角的貿易体制と RTA の相互補完性の性格を探ることは時に適したものだといえる。その際には、本書のように、地域貿易協定のルール作りの側面に焦点を当てるのが特に適切である。理由は二つある。第一に、本書で扱われている十分野（サービス、労働力移動、投資、競争、貿易円滑化、政府調達、知的所有権、コンティンジェンシー・プロテクション、環境、原産地規則）とこれらに内在しているルール作りの側面は地域貿易イニシアティブで益々注目されるようになっているからである。第二に、特惠的な地域貿易協定の福利効果の評価に関する - 決して完全なものではないが - より定評のある活動 - 貿易創出効果と貿易転換効果に関する伝統的な静態的研究 - を補完するからである¹。

RTA と多角的貿易体制の関係に関する本書の考察は幾つかの主要な要素にかかわる。

- RTA は - 本書で扱われている十分野において - WTO における既存の多角的貿易ルールをどの程度超えているかの検討。
- RTA のシステミック効果の検討。RTA の規定は多角的体制からの拡散を示しているのか、多角的体制への収斂を示しているのか。
- RTA の非加盟国への影響の検討。

十本の論文から明らかに浮かび上がってくるのは、RTA には、自由化の下部単位であるとともに最恵国待遇（MFN）原則への例外であるというまさにその理由から、プラスとマイナスの両方の影響があるということである。従って、これらのプラスとマイナスの要素はどのように作用するのかが本書の中心的なサブテーマとなっている。

WTO を超えて

本書で扱われている殆ど全ての分野で、WTO の規定とは異なる、あるいは WTO の規定を超えている RTA の規定の例が挙げられている。しかし、これは、このような RTA の規定が必ずしも多角的レベルの規定より「優れている」とか、貿易と投資の自由化につながりやすいものであるということを示唆するためではない。「WTO にプラスした」という

もっと強い価値判断を示す表現より「WTO を超えて」という言い方が選好されているのはこのためである。

更に、RTA には、WTO を超えている例のように見えるかもしれないが、実際には違うやり方を示している例となる特徴もある。例えば、一部の RTA に見られる、競争政策問題に関する協調精神に照らして反ダンピング措置の利用を禁止する規定は、WTO の規定を拡張したのではなく、WTO の規定とは異なるものと言うことができる。RTA に置かれている詳細な特恵的原産地規則は、一般的原則という形で置かれ、本来的に RTA が MFN から逸脱していても多角的貿易体制の中心的な目的が損われないようにするための、WTO の規定を超えるものではなく、逆に WTO の規定に沿ったものである。また、一般的な人の移動（永住を含む）に関する RTA の規定も、（サービス提供者の一時的移動に関する）GATS（サービス貿易一般協定）の規定を超えるものではなく、別の、もっと幅広い考慮事項を取り扱ったものである。

しかし、RTA が実際に WTO を超えている場合も多い。RTA は、基本的に、より広範囲に及ぶ規定を盛り込むことによって、WTO を超える。本書の殆ど全ての章で、RTA の規定がどのような点で WTO の規定より大胆なものであるか説明されている。様々な例が挙げられているのは、背景にある問題そのものが様々なためである。

- **サービス分野**では、多くの RTA が、GATS とは異なり、別段の定めが無い限り全てのセクターと不適合措置を自由化しなければならないとする「トップダウン」ないしネガティブリスト方式を採用している。ネガティブリスト方式とポジティブリスト方式は自由化の面から見ると理論的にはほぼ同じ効果をもたらすものであり、ネガティブリスト方式にも落とし穴がないわけではないが、ネガティブリスト方式の方が自由化をもたらす上でより効果的かつ大胆なものとなり得る。ネガティブリスト方式は、規制の現状を固定化してスタンズスタイルをもたらすとともに、透明性の強化と主要な義務へのコミットメントを促進することもできる。
- **労働力移動**の分野では、幾つかの RTA が、サービス提供者への完全な内国民待遇と市場アクセスや一部のグループへの特別な市場アクセスや円滑なアクセスを規定するこ

とによって GATS の規定（第四モード）を超える規定を置いている。

- **投資ルール**を盛り込んでいる RTA は通常、いかなる WTO 協定にも存在しない義務である事業設立権に関する規定を置いているという点で、WTO の規定を超えている。そして、多くの RTA が、二国間投資条約の待遇と保護に関する原則に基づくことによって、事業設立と自由な資本フローの問題を乗り越えている。
- WTO の**競争**関連の規律は誕生したばかりなので、大部分の RTA は必ずと言えるほど、反競争的な企業行動を禁止する一般的義務を盛り込むか、特別な競争基準や競争ルールの調整を求めることによって、WTO の規律を超えている。
- **貿易円滑化**に関する RTA の規定は、技術の発展によって既定の手続きは非効率的になる可能性があるとの強い認識から、地域レベルで、状況の変化に対応するために適用されるルールや義務を定期的にアップデートするとともに、現代的手法と新技術の導入によって手続きの効率性を維持するよう求めている。新技術の例としては、物理的な積み荷検査を不要にする最新のリスク管理と系統的な貨物プロファイリング手法や、認証手続きを円滑化するための安全なオンライン技術の利用を含めた、ペーパーレス貿易環境を提供するコンピュータ、電子データ交換（EDI）、インターネット技術の利用などがある。
- **政府調達**に関しては、幾つかの RTA が、コミットメントの範囲を拡大したり、追加情報の提供を規定したりすることによって、WTO 政府調達協定（GPA）を超えている。対象となる機関を増やして適用範囲を拡大している RTA もあれば、対象となる調達契約の敷居を低くしている RTA もある。
- **知的所有権**に関しては、大部分の RTA が、経過期間と行使の取り扱いについて TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する WTO 協定）の規定より広範囲に及び規定（経過期間については TRIPS 協定の経過期間より短くする）を置いている。更に、国際的合意（特許協力条約など）への加盟を義務付けている RTA は、TRIPS 協定には盛り込まれていない、手続き義務などに関する、国際的合意の特徴も間接的に包含

している。

- **コンティンジェンシー・プロテクション**の分野では、多くの RTA が、例えば貿易フローに影響する補助金を域内で全廃したり、WTO の規定より強力な補助金に関する規律を採用したりして、WTO の規律を超えている。
- **環境**に関する規定や付随的合意を盛り込んでいる RTA は、その当事国に環境状態に関する定期報告書の作成を義務付けたり、紛争が生じた場合には特定の多国間環境協定（MEA）に基づく当事国の義務が RTA による義務に優先すると規定したり、貿易や投資を奨励するために環境法を緩和しないよう当事国に警告したりするなどして、様々な点で WTO を超えている。中には、環境基準を緩和しないよう警告しているだけでなく、国内環境法の施行にまで踏み込んで規定している RTA もある。

必ずしも RTA の規定の方が WTO の規定より広範囲に及んでいるとは限らないが、RTA はより幅広い国々を取り込むことによって WTO を超えていると見ることもできる。政府調達を見ればこの点は明らかである。多くの RTA は実質的に GPA と同様の義務を採用しているが、GPA の非加盟国も取り込んでいる。開発途上国が、GPA に加盟しているかどうかを問わず、先進国と並んで、益々二国間または地域的な調達協定に参加するようになっていることは、公的調達に関する自由化協定に経済発展度の異なる国々を取り込むことができることを示している。

政府調達以外でも、RTA が WTO にまだ加盟していない国々を取り込んでいる例はある。例えば、労働力移動や知的所有権に関する地域的規律などである。

拡散か収斂か

地域貿易協定にはどのようなシステミック効果があるのか。ドーハで、マイク・ムーア前 WTO 事務局長は、投資や競争などの分野で RTA が好き勝手なアプローチを採用していることは混乱を招きかねないと述べた。本書からはもっと微妙な構図が浮かび上がってく

る。地域貿易協定は拡散と収斂のいずれももたらすのである。拡散や収斂がどの程度のものになるかは、多くの場合、加盟諸国の地理的な隣接度、加盟諸国の経済・政治・規制の同質度、協定発足からの期間、加盟諸国の協力に対する基本的な政治的・戦略的モチベーションの強さなどによるので、一概には言えない。

収斂

RTA は三つの点で調和的な役割を果たすことができる。第一に、基本的な WTO のアプローチに依存したり、WTO と同じアプローチを採用したりすることによって、第二に、他の既存の国際協定に依存することによって、第三に、場合により、その後 WTO のアプローチを採用することにつながる範例的なアプローチの形成を後押しすることによってである。RTA は地域パートナー間の協力と技術支援を促進することによって多角的貿易体制の目標を補完することもできる。

RTA は WTO の規定より広範囲に及び規定を採用することもできるが、通常は基本的な WTO のアプローチと原則に根ざしている。

- RTA は、義務の程度は異なっているが、サービス市場の段階的開放を促進する規律の共有範囲に関しては、RTA 同士でも GATS に比べても、幅広い共通点を示す傾向がある。
- 労働力やサービス提供者の完全な移動について規定していない RTA は、しばしば GATS の文言をそのまま用いて、GATS と同じカーブアウト（協定対象からの除外）を利用する傾向がある。
- 政府調達分野では、RTA は、GPA を超えているケースもあるにはあるが、大まかに言えば GPA をモデルにしており、多くの場合、WTO 協定の規定をそのまま取り入れている。
- 同じように、RTA は一般に、明示的に言及するか、少なくとも内容の一部を暗黙裡に反映させることによって、TRIPS 協定と TRIMS 協定の規定を追認している。

- 環境に関する RTA の規定は WTO 協定で採用されているアプローチをほぼ反映している。多くの RTA は前書きに環境保護と持続可能な開発目標の実現が必要であることを認める文言を盛り込んでいる。また、多くの RTA が GATT 第二十条と同じ一般的例外条項を置いているほか、1994 年 GATT 第二十条 (b) で言及されている措置には人間と動植物の生命と健康を保護するのに必要な措置が含まれることを追認する (しばしば他の RTA から借用された) 文言が盛り込まれる傾向もある²。

国際協定に依存している場合には、地域的イニシアティブは調和化拡大への動きにも資する。これは、例えば貿易円滑化の分野で見られる。RTA は頻繁に世界税関機構 (WCO) のアルシャ宣言や京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約) に言及しているからである。

ある種の分野の地域的イニシアティブはそのものとして共通アプローチの形成に役立つ。例えば二国間レベル、地域レベルの投資協定が急増しており、条約過多を懸念する声が出ているが、投資に関する規定は暗黙の国際基準と呼べるようなものへと明らかに収斂している。これには二つの経路がある。一つは二国間投資条約 (BIT) によってであるが、BIT は「付随的 BIT」として RTA と結び付いているとともに、範例的な BIT に基づいている場合が多い。二つ目は、北米自由貿易協定 (NAFTA) の投資規定と近似しているか、それに基づいている RTA によってである。実際、大半の BIT が範例的な BIT に基づいているように、NAFTA の投資規定は多くの場合、RTA の投資に関する章句の一種のモデルとなっている。

また、原産地規則に関しても、組み合わせこそ異なっているものの、同じ基本的なメカニズムや判断基準が全ての RTA によって利用されているように思われる。RTA の急増に伴い、そもそも米国や EU のような貿易大国によって形成された少数の範例が貿易大国と第三国との間で結ばれる新たな協定でもそのまま用いられている。こうしたイニシアティブの累積もこれらの範例の適用範囲を更に拡大することによって参加国間の調和化を助長する。

RTA が多くの点で加盟国間の協力と技術支援を助長していることは本書の各章によって跡付けられている。従って、RTA は技術支援と能力構築というドーハ開発アジェンダの目標を補完するものと見ることができる。例えば、反競争的行為禁止措置の適用に関する協議と協力のメカニズムは大半の RTA で規定されているし、多くの RTA が技術協力や域内の調和化と知的所有権（IPR）の保護を強化するための規定を置いている。環境問題に関する情報交換と技術協力を促進する地域レベルの環境協力協定も数多く存在する。

技術支援と能力構築に関する規定に整合する形で、多くの RTA は - WTO 自身と同じように - 加盟国の発展度に応じて規律を適用する大きな柔軟性を備えている。これは、例えば「シンガポール」問題に関して明らかである³。

- 地域レベルで投資ルールについて交渉することの魅力的な特徴の一つは、かねて投資の問題に類似のアプローチを採用してきた国々が交渉プロセスに柔軟に対処できる - 特定の開発目標やローカルな状況とデリケートな問題に応じて地域的な目標を決められる - ことである。
- EC 競争法が一律に適用されていないことから分かるように、地域レベルの競争の取り扱いについても柔軟に対処できる。
- 調和化を重視している RTA もあるが、大抵の RTA では、貿易円滑化の共通原則は参加各国の具体的な状況に合うようその後調整される。

拡散

地域貿易協定の急増は、しかし、拡散の原因にもなっている。地域レベルで収斂するということは必ずしもアプローチが国際的に調和化するということではない。例えば、知的所有権（IPR）に関する討議では、域内各国の IPR 保護へのアプローチは調和化の程度を高めているが、IPR 関連規定の中身は RTA 同士の間で拡散していく可能性があるということが観察されている。米国大陸の地域協定の間では、競争政策と反ダンピング措置の関係に対して現在二つの異なったアプローチがとられている。競争政策との絡みで反ダンピング措置を相互に排除する規定が置かれているケースと、加盟国が反ダンピング措置を適

用する権利を保持しているケースである。

RTA 間でアプローチが拡散していることの深刻な实际的帰結は企業の取引コストの増加である。これは特に原産地規則の分野で見られる。ある国が、参加している RTA によって、幾つかの異なるルールを適用しなければならないということは珍しいことではない。そうすると、その国に拠点を設立している企業や拠点の設立を検討している企業にとっては生産の意思決定と仕入れの意思決定がともに難しくなる。

地域的イニシアティブの乱立はシステミックな摩擦をもたらす可能性もある。例えば、コンティンジェンシー・プロテクションに関する多角的規律を強化しようとしても、次のような場合には、地域レベルで様々なアプローチがとられていることの弊害を受ける。

- 一部の RTA は、反ダンピング措置と相殺関税措置の発動は認めていないが、セーフガード措置の発動については容認している。
- 他の RTA は、反ダンピング措置とセーフガード措置の発動は認めていないが、相殺関税措置の発動は認めている。
- 更に、反ダンピング措置と相殺関税措置の発動は認めているが、セーフガード措置の発動については認めていない RTA もある。

他の分野では、地域的アプローチはシステミックな摩擦ではなく、- WTO のルール作りとの間に直接的な緊張関係はないので - システミックなオーバーロードにつながる可能性がある。例えば投資の分野では、協定の増加によって様々な紛争解決メカニズムの取り扱い件数が著しく増加している。例えば、BIT の急増により、国際投資紛争処理センター (ICSID) (BIT と RTA で最も一般的に言及される紛争処理ファシリティの一つ) に持ち込まれる紛争件数は大幅に増えている。WTO の既存の紛争処理メカニズムについて懸念が高まっていることや投資にかかわる様々な紛争処理メカニズムの利用が加速していることを考えると、これは、WTO の今後の投資規律で積極的な取り組みが必要とされている分野と言える。

第三者への影響

拡散か収斂かという問題同様、RTA の非加盟国への影響についても慎重に取り扱う必要がある。本書が他のセクションで明確に述べているように、RTA に第三者の利益を保護しようとする規定が置かれている例は枚挙に暇がない。サービス分野の RTA では通常、「原産地規則」(または利益否認条項)は緩やかになっている。つまり、加盟国で実質的な事業活動を行っている全ての法人にまで同等の待遇を受けられる範囲を拡張している。これは、實際上、事業拠点設立後の投資の取り扱い - 多くの場合、外国市場でサービスを供給する最も重要な方式 - は第三国の投資家に関して非特恵的になる傾向があるということである。更に、地域協定、特に自由化に対してネガティブリスト方式を採用している地域協定に参加している多くの政府も GATS に基づき MNF ベースの地域特恵を拡張する用意があると表明している。

競争分野でも、投資分野同様、RTA には無差別原則を採用する規定 - 反競争的行為を禁止するための措置は無差別的に適用すべきであるとのコミットメントを含む - が置かれている。

ごく稀なケースを除いて、貿易円滑化を促進するための措置が特恵効果を持つことは殆どない。RTA 加盟国原産の物品には簡素な手続きを適用し、第三国原産の物品には煩雑な手続きを適用するというのは実際的ではない。RTA の規定が特恵的な場合でも、政府調達の場合同様、そうした規定が透明性の強化を促すものである限り、いずれその利益はもっと広範囲に及んでいく可能性がある。

地域貿易協定にはこれらのプラスないし良好な要素があるが、にもかかわらず、RTA が有害な影響(計測するのは困難であるが)を及ぼす明らかな可能性もある。

地域的イニシアティブは投資パターンに影響を及ぼす可能性がある。これは、RTA に投資保護規定が置かれているためという面もあるが、それ以上に、地域市場の拡大により成

長機会がもたらされるとの見方が生じるためである。地域協定は特定分野の原産地規則の影響を通じて投資パターンを歪めてしまう可能性もある。

原産地規則が十分な透明性や予見可能性を持っていなかったり、その裁量的な性質から保護主義的な性格を帯びたものになったりすると、原産地規則はそれ自体貿易障壁となる可能性がある。特に、繊維や衣料、農産物や自動車など、デリケートな分野ではこうしたリスクは高い。こうした分野はしばしば協定の対象から完全に外されている。また、第三国の物品に極めて限定的な市場アクセスしか与えないよう、特定分野の原産地規則を厳格にしている場合もある。

有害な影響を及ぼす可能性については、本書で扱われている他の多くの分野でも論じられている。例えば、第三国に対しては反ダンピング措置を適用しつつ、域内貿易では反ダンピング措置の代わりに競争政策を利用する、また、特恵的貿易相手国に対しては税関手数料を低くあるいは無料にしたり、原産地表示義務を簡素化ないし安価にしたりする等である。ただし、こうした問題点についてはそれが取り上げられている章の全体的な文脈の中で慎重に検討することが重要である。

第三者の取り扱いに関する問題は相互承認協定（MRA）に関する別プロジェクトでも取り上げられている⁴。より広範な RTA の一部として締結された数多くの承認協定や承認取り決めは、GATS 第七条（承認）ではなく、GATS 第五条（経済統合）に基づいて通報がなされている。これらの協定や取り決めに対しても、特にその当事国は他の WTO 加盟国にこうした協定もしくは取り決めへの自国の加入について交渉したり、同等の協定もしくは取り決めについて交渉したりするための十分な機会を与えなければならないと規定している第七条の規律が適用されるかどうかについては意見が分かれている。実際、第五条に基づく通報は第七条の義務を回避するために行われる場合があるという意見もあれば、通報がなされる条項にかかわらず、このような協定に対しても第七条は適用されるという意見もある。

本書で扱われている各分野でどの程度の歪みが生じているかは実証的な問題であり、いずれの分野についても驚くほどわずかしか調査がなされていないということは強調してお

かねばらない。

教訓

以上の考察から二つの幅広い政策上の教訓を引き出すことができる。いずれの教訓にも警告的な意味合いがある。そして、いずれの教訓も我々を本稿の冒頭で紹介した OECD 閣僚声明（地域貿易協定は、一貫性のある多角的ルールと段階的な多角的自由化を補完することはできるが、これらに取って代わることはできない）に立ち帰らせるものである。

最初の教訓は、RTA をめぐる動きの多くの帰結は多角的枠組みを強化すべきであるとの立場を支持しているということである。これは、特に、多角的体制からの拡散への地域主義の寄与、地域協定の乱立が地域協定の非加盟国に及ぼすかもしれない影響、企業の取引コストを増大させる地域主義の役割について言える。

これらの要素は、地域主義がしばしば最も難しい問題を解決できないことによって増幅されている。一部の特にデリケートな分野では、地域的イニシアティブは多角的レベルの取り組みより大きな成果を上げているわけではない（多角的レベルの取り組みより小さな成果に終わっているケースもある）。この点の具体例として、この問題を扱った章で述べられているように、RTA は総じて国内規制とサービス貿易間のルール作りの橋渡し役を殆ど果たせないでいること、場合によって、GATS の規定より範囲の狭い規定にとどまっていることが挙げられる。コンティンジェンシー・プロテクションの分野では、RTA 間に様々な措置が並存していることが、RTA ではこの問題をなかなか解決できないことを示している - この点は、一部の RTA が WTO より規律を緩やかにしてセーフガード措置を発動できるようにしていることによって浮き彫りになっている。

しかし、いくら多角的規律を強化しても、RTA とそこに置かれている規定はなくならないということは認めなければならない。従って、問題となるのは、地域的取り決めはどのように多角的規律を侵害するのか、あるいは多角的規律と共存するのかということである。このことは、ひいては、GATT 第二十四条と GATS 第五条をいかに実施するかという問題

や WTO の貿易政策審査機関 (TPRB) や地域貿易協定委員会 (CRTA) の活動に係わってくる。

地域主義の経験から引き出すことのできる二つ目の教訓は、RTA をめぐる動きの一部の帰結は多角的枠組みを強化すべきことを示しているが、にもかかわらず、地域的アプローチの中には、多角的枠組みの強化を補完できる点や強化された多角的ルールを策定する際の参考にすることすらできる点があるということである。補完することができるのは地域的イニシアティブがルール作りの調和化に貢献できるからであり、参考にできるのは RTA が WTO を超えているからである。この二つの要素は、併せて、地域レベルのアプローチと多角的レベルのアプローチ間の非常に効果的なシナジー効果をもたらしている。最近の経験から、このシナジー効果 - あるいはリバース・エンジニアリング - の具体例を幾つか挙げることができる。例えば、GATS は金融サービス分野で大半の RTA より高度の自由化義務を実現しているが、GATS の「金融サービスに係わる約束に関する了解」は地域レベルの金融市場開放から得られたヒントを手掛かりにして作成されたものである。

しかし、特に RTA がドーハ宣言で特別に言及されている問題に取り組んでいる場合には、その経験を参考にして多国間に慎重かつ選別的に適用することはできるかもしれないが、RTA の規定と実際的な運用を分析してもベストプラクティスに関する明確な結論に達することはできない。これは以下の二つの理由による。

第一に、WTO も RTA も絶えず動いている。RTA は、他の RTA に呼応した動きを含めて、拡大と進化を遂げており、多角的なルールと市場アクセスも発展と拡大を続けている。第二に、多くの場合、地域レベルでなされる協定は加盟国間の密接な親近性によって可能となっている。地域協定がなされる状況は WTO の場合とは大幅に異なり、RTA 間でも異なっている。RTA が WTO で可能なことや WTO に期待されていることを超える規定をどこまで策定・実施できるか、また、なぜそうした規定を策定・実施しようとするかは、加盟国の数や加盟国間の結び付きの性質など複雑な要因に拠る。本書で様々な制度的取り決めが考察されているからといって比較ができないということではないが、比較を行う際にはコンテキストの違いを十分に考慮する必要がある。

要するに、全ての RTA は地政学的な考慮を大きな原動力としているのである。参加各国の政府は常に貿易体制における RTA の役割を、貿易政策にとっては重要であるものの、RTA が寄与しようとする政治的、戦略的目標というもっと幅広いコンテキストの中で捉えていくであろう。

注1 地域主義のこの側面については OECD (2001a)「地域統合：貿易その他の経済効果の観察」(TD/TC/WP (2001) 19/FINAL)を参照。

注2 ただし、NAFTA や NAFTA をモデルにした他の協定には、協定の一部と見なされ、多くの追加的な環境コミットメントについて規定する環境に関する広範な付随的協定が付いている。

注3 ケン・ヘイドン (2002)「地域貿易協定の規制規定：シンガポール問題」(2002年6月19~20日に香港(中国)で開かれた「シンガポール問題の開発側面に関する OECD ワークショップ」で発表した論文)を参照。

注4 「サービス提供者の前進：相互承認協定」(TD/TC/WP (2002) 48)を参照。

本概要 は下記の OECD 刊行物（英・仏）の抜粋を翻訳したものです。

Regionalism and the Multilateral Trading System

Le régionalisme et le système commercial multilatéral

© 2003, OECD

OECD 刊行物と概要はオンラインブックショップ

(www.oecd.org/bookshop) で入手可能です。

オンラインブックショップの「Title search」欄 に「overview」又は原

書名をご入力下さい（概要は原書にリンクされています）。

概要は広報情報局著作権・翻訳課によって製作されています。

電子メール： rights@oecd.org

ファックス: +33 1 45 24 13 91



© OECD, 2003

本概要の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に

許可されます。